

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第28号

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程

京都市交通局会計規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(収入の収納の委託)</p> <p>第9条の2 (略)</p> <p>第9条の3 管理者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第231条の2第6項</u>の規定により<u>指定代理納付者</u>を指定したときは、その旨を公告する。</p> <p>(収納の手続)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>1から8まで (略)</p> <p>7 <u>指定代理納付者</u>は、金銭収納員が指定する日までに地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第231条の2第6項</u>の規定による<u>承認に係る</u>収入金を出納取扱金融機関へ払い込まなければならない。</p> <p>8 <u>指定代理納付者</u>は、前項の規定により、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第231条の2第6項</u>の規定による<u>承認に係る</u>収入金を払い込む場合は、当該収入金の内容の示す計算書を作成し、所管の金銭収納員に提出しなければならない。</p> <p>(繰替払)</p>	<p>(収入の収納の委託)</p> <p>第9条の2 (略)</p> <p>第9条の3 管理者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第231条の2の3第1項</u>の規定により<u>指定納付受託者</u>を指定したときは、その旨を公告する。</p> <p>(収納の手続)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>1から8まで (略)</p> <p>7 <u>指定納付受託者</u>は、金銭収納員が指定する日までに地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第231条の2の2</u>の規定による収入金を出納取扱金融機関へ払い込まなければならない。</p> <p>8 <u>指定納付受託者</u>は、前項の規定により、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第231条の2の2</u>の規定による収入金を払い込む場合は、当該収入金の内容の示す計算書を作成し、所管の金銭収納員に提出しなければならない。</p> <p>(繰替払)</p>

第42条の2 次の各号に掲げる経費の支払いについては、当該各号に掲げる現金を繰り替えて使用することができる。

(1)から(3)まで (略)

(4) 指定代理納付者による納付事務に係る手数料 当該納付事務に係る収入金

第42条の2 次の各号に掲げる経費の支払いについては、当該各号に掲げる現金を繰り替えて使用することができる。

(1)から(3)まで (略)

(4) 指定納付受託者による納付事務に係る手数料 当該納付事務に係る収入金

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部企画調査課)